

入 札 説 明 書 （電子入札）

警察本部庁舎9階間仕切り改修工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年10月1日

2 担当部局

〒310-8550 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県警察本部警務部装備施設課管財係
電話 029-301-0110(内線)2293
FAX 029-301-0917
メールアドレス: keikanzai@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札対象工事

- (1) 工事名 K01-2026014
警察本部庁舎9階間仕切り改修工事（電子入札対象工事）
- (2) 工事場所 茨城県水戸市笠原町978番6
- (3) 工事概要 建築一式工事（庁舎の改修工事）
- (4) 工 期 令和8年10月27日から令和9年3月1日までの120日間
(12/29～1/3の6日間を除く)
- (5) 建設工事の種類（業種区分） 建築一式工事
- (6) この工事は、最低制限価格を設定した工事である。
- (7) 本工事は、専任特例1号の場合の監理技術者等の配置を認める工事である。
- (8) 本工事は、専任特例2号の場合の監理技術者の配置を認める工事である。
- (9) この工事は、競争参加資格確認申請書（添付資料を含む。）、入札書（工事費内訳書を含む。）の提出などについて、原則として電子入札システムにより行う対象工事である。

4 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第473号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を単体又は経常建設共同企業体として受けている者であること。
- (3) 水戸土木事務所管内に建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく主たる営業所（本店）があること。
- (4) 建築一式工事について、令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けがB又はC等級であること。
- (5) 建築一式工事について、令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された年間平均完成工事高（税抜き）が12,390千円以上の者であること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を対象工事現場に配置できること。ただし、請負額が4,500万円（建築一式工事：9,000万円）以上の場合は専任で配置すること。
ア 直接的かつ恒常的な雇用関係があること。ただし、専任の場合、競争参加資格確認申請のあった

日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。

- イ 1級建築工事施工管理技士又は2級建築工事施工管理技士（建築）の資格を有する等、建築一式工事について、建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者になり得る者であること。
- ウ 監理技術者又は建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例第2号の場合の監理技術者」という。）にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を終了している者であること。
- エ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料は、全ての配置予定技術者について提出するものとする。

なお、落札者は契約時に1名を選択するものとする。

- オ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）でないこと。ただし、この工事が専任を要しない場合、以下の条件をいずれも満たす営業所の専任技術者等に関し、配置予定技術者とすることを認める。
 - (ア) 本工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所の専任技術者等であること。
 - (イ) 本工事箇所及び属する営業所が茨城県内にあること。

なお、営業所の専任技術者等が本工事の配置予定技術者として申請された場合は、本工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できると受注者が証したものとみなす。

- カ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則第7条第1号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者等（経營業務の管理責任者等）でないこと。

ただし、この工事が専任を要しない場合、経營業務の管理責任者等である者であっても、配置予定技術者とすることを認める。

- キ 現在他工事に配置されている主任（監理）技術者又は建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）にあつては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日において専任で配置できること。ただし、建設業法第26条第3項第2号又は建設業法施行令第27条第2項に該当する場合の主任技術者は専任を要しない。
- (7) 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を当該入札に参加する工事に配置できないことがないこと。
- (8) 本工事は、専任特例第1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置を認める工事である。専任特例第1号の場合の監理技術者等の配置を行う場合は、以下のア～コの要件をすべて満たさなければならない。
 - ア 各建設工事の請負代金が1億円未満（建築一式工事は2億円未満）であること。
 - イ 建設工事の現場間の距離が、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
 - ウ 当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が3次以内であること。
 - エ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を当該建設工事に配置していること。

※連絡員：土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。

- オ CCUS 又はCCUS とAPI 連携したシステム等により、当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること。
- カ 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に据置いていること。
- キ 当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。
- ク 兼務する工事の数が2を超えないこと。
- ケ 専任特例2号との併用でないこと。
- コ 茨城県警察本部以外（市町村等）の発注する工事との兼務については、当該発注者（市町村

等)が認める場合に限り、上記の条件を満たした上で、兼務することができる。

- (9) 本工事は、専任特例第2号の場合の監理技術者の配置を認める工事である。専任特例第2号の場合の監理技術者の配置を行う場合は、以下のアからコの要件を全て満たさなければならない。

ア 監理技術者補佐を専任で配置すること。

イ 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者(建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者)のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者(一級施工管理技士補)又は一級施工管理技士等の国家資格、学歴若しくは実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。

なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られること。

ウ 監理技術者補佐が一級施工管理技士補の場合、当該一級施工管理技士補に係る技術検定種目は、専任特例第2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

エ 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に、3月以上の雇用関係があるものであること。

オ 同一の専任特例第2号の場合の監理技術者が兼務できる工事数は、本工事を含め2件までであること。

カ 専任特例第2号の場合の監理技術者が兼務する工事は、茨城県内の工事であること。

キ 専任特例第2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会い等の職務を適正に遂行すること。

ク 専任特例第2号の場合の監理技術者と特例監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ケ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

コ 専任特例第2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事でなければならない(「維持工事」とは24時間体制での応急処理工又は緊急巡回が必要な工事その他通年での社会機能の維持に不可欠な工事をいう。))。

- (10) 専任特例第2号の場合の監理技術者の配置を予定する場合は、上記(6)エ「複数(3名まで)」は、「複数(3名まで(監理技術者補佐を含まない。))」に、上記(6)エ「落札者は契約時に1名を選択するものとする。」は、「落札者は契約時に1名を選択し、監理技術者補佐を別に1名専任で配置するものとする。」と読み替える。

- (11) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(以下「更生会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(以下「再生会社」という。)でないこと(再生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。))。

- (12) 入札に参加しようとする者が、競争参加資格の確認の申請を行う日から開札予定日までの期間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (13) 建築一式工事について、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査(建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。)を受けている者であること。

- (14) 建築一式工事について、建設業の許可を受けていること。

- (15) 建設業法施行令第27条第2号により複数工事の技術者を兼務する場合には次の全てを満たす者であること。

ア 兼務する工事のうち、いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が同一市町村内であること。

イ 兼務するいずれの工事においても監理技術者ではないこと。

ウ 建設業法に規定する経營業務の管理責任者等及び営業所の専任技術者でないこと。

エ 本工事、兼務する工事及び他の工事の現場代理人でないこと。

- (16) 次のいずれにも該当しない者であること。(入札説明書末尾の誓約書については、他の申請書類と

ともに、申請時に提出すること。)

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいる法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

キ 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条 1 号から同条第 3 号に規定する者

(17) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(18) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）の加入について、次のいずれかを満たす者であること。

ア 最新の経営事項審査（建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定めるものをいう。）において、社会保険等の加入状況が「有」又は「適用除外」となっていること。この場合は、競争参加資格確認申請書を提出するときに、あわせて最新の経営事項審査に係る結果通知書を提出すること。

イ 上記アが「無」の場合にあっては、競争参加資格確認の申請日までに、社会保険等に加入していること。この場合は、競争参加資格確認申請書を提出するときに、あわせて当該事実を証明する書類を提出すること。

5 入札等の手続

この工事の入札に参加を希望する者のうち、資料の提出、入札及び届出を電子入札システムにより行おうとするものは、この工事の競争参加資格確認申請の受付期間の末日までに電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 13 条第 1 項に定めるものをいう。）を取得し、かつ茨城県建設工事等電子入札システムを利用するために必要な登録を完了していなければならない。

電子入札システム URL : <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html>

資料、入札書等の提出された時点は、2 の担当部局において使用する電子計算機に備えられたファイルに所定の情報が記録された時点とする。

なお、電子入札システムによりがたい場合には、2 の担当部局に紙入札方式参加承諾願を提出することによりその承諾を得て、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メール（画像ファイル）による入札方式（以下「紙入札方式」という。）とすることができる。

6 設計図書

- (1) 設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。ただし、図面については2の担当部局及び公共事業センターにおいて閲覧に供する。

ア 入札情報サービス

URL:<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/logon>

イ 図面閲覧期間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月16日（金）まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下、「休日」という。）を除く。）

いずれも午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き電子入札システムにより行うこと。
回答及び閲覧は、電子入札システムにより行う。

ア 質疑受付時間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月8日（木）まで（休日を除く。）

イ 回答閲覧期間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月15日（木）まで（休日を除く。）

- (3) (2)によりがたい場合は、ファクシミリにより書面を提出すること。ただし、2の承諾を得た場合に限り、電子メールによる提出についても可とする。回答は、書面又は電子メールより行い、茨城県警察本部警務部装備施設課において閲覧に供する。

ア 質疑受付時間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月8日（木）まで（休日を除く。）

いずれも午前9時から午後4時まで

イ 書面の提出先 2の担当部局に同じ。

ファクシミリ番号 029-301-0917

ウ 回答閲覧期間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月15日（木）まで（休日を除く。）

いずれも午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

7 競争参加資格の確認等

(1) 申請書等の提出

この工事の入札に参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（別記様式第2号。以下「資料」という。）、4に規定する書類を画像ファイル（tif、jpg、png）で作成後、各1部を電子入札システムにより提出するものとする。

専任特例1号の場合の監理技術者等の配置又は営業所技術者等の兼務特例を予定する場合は、「専任特例1号の場合の監理技術者等の配置に関する届出書（別記様式第2-1号）を、専任特例2号の場合の監理技術者の配置を予定する場合は、「専任特例2号の場合の監理技術者の配置に関する届出書（別記様式第2-2号）を資料に添付して提出しなければならない。この場合、様式第2号の（5）には専任特例2号の場合の監理技術者となる者を記載すること。

ア 電子入札システムによる申請書等の受付日時・提出先

- ・ 令和8年10月1日（木）から令和8年10月16日（金）まで（休日を除く。）必着
いずれも午前9時から午後5時まで

ただし、資料の容量が2メガバイトを超える場合には、イの受付期限までに郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。ただし、2の承諾を得た場合に限り、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。なお、この場合においては、①郵送する旨の表示、②郵送する書類の目録、③郵送する書類のページ数、④発送年月日を記載した目録ファイル（様式任意）を申請書に添付して電子入札システムにより提出すること。

- ・ 電子ファイルの作成基準は、茨城県警察建設工事等電子入札運用基準の規定に基づくこと。
- ・ 郵送する場合の申請書又は資料については、書面（紙媒体）に限るものとする。
- ・ 提出先 2 の担当部局に同じ。

イ 紙入札方式による申請書等の受付日時・提出先

- ・ 申請書及び資料を郵送（書留郵便に限る）又は電子メール（画像ファイル）により提出する場合には、あらかじめ 2 の承諾を得ること。なお、提出を郵送又は電子メールに提出を行った者は、入札についても郵送又は電子メールによること。
- ・ 受領期限は、令和 8 年 10 月 16 日（金）午後 5 時まで
- ・ 提出先 2 の担当部局に同じ。

ウ 郵送又は電子メールによる場合の申請書は、別記様式第 3 号により作成すること。

エ 申請書、資料の作成説明会は実施しない。

オ 申請書及び資料等のヒアリング

実施しない。ただし、提出された申請書及び資料について、説明を求めることがある。

- (2) この工事の入札に参加するための入札前入札参加申請手続きの審査は要しない。
- (3) 電子入札システムにおける申請書の受付票は、申請書の受信を確認したものであり、申請内容を確認したものではない。
- (4) 競争参加資格の確認は、開札の結果、落札候補者となった者に対してのみ、競争参加資格確認の申請日現在を審査基準日として行う（別に定めているものを除く）ので、落札候補者となった者は、直ちに資料の裏付けとなる以下のア～エのうち必要な書類（競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは除く。）をファクシミリ等により直ちに 2 へ提出すること（競争参加資格確認申請時又は入札時に提出済みの書類の再提出は要しない。）。なお、確認の結果、競争参加資格がある場合にあっては、競争参加資格確認通知書は通知しない。

ア 施工実績の確認に要する書類

「工事实績情報システム（CORINS）に登録された当該工事の登録内容確認書（以下「登録内容確認書」と言う。）又は契約書（又はこれに準じたもの）の写し

＊ 登録内容確認書で工事概要等の判断が困難な場合には、工事概要書及び施工図面等の写しを添付すること。

＊ 登録内容確認書は、竣工時のものに限る。（イにおいて同じ。）

イ 配置予定技術者の資格・施工実績の確認に要する書類

- ・ 資格認定証明書、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴の写し
- ・ 登録内容確認書

ウ 配置予定技術者との雇用関係を証する書類（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通書の写し等）

＊ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通書の写しはあらかじめ基礎年金記号及び他者の個人情報部分にマスキングを施した状態で提出すること。

- (5) 競争参加資格がないと認められた者は、その旨を書面により通知する。当該競争参加資格がないと認められた者は、その理由について、説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には、参加資格がない旨の通知を受けた日の翌日から起算して 7 日以内（休日を除く。）に 2 に書面により行わなければならない。
- (6) 受付日時までに申請を行わなかった者は、入札への参加を認めない。
- (7) 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した者を配置できないときは、本競争入札に参加できない。

8 現場説明会

実施しない。

9 競争入札執行（開札）の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年10月22日（木）午前10時から
- (2) 場所 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県警察本部警務部装備施設課

電子入札のため、入札参加者の立会いは要しない。なお、入札参加者が立会いを希望する場合は、立会いをすることができる。

10 予定価格

13,629,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

11 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出することとし、持参又はファクシミリによる入札は認めない。ただし、2の担当部局の承諾を得た場合には、紙入札方式により提出することができる。

ア 電子入札システムによる入札書の受付日時

令和8年10月19日（月）から令和8年10月21日（水）
午前9時から午後5時まで

受付日時の間に2の担当部局において使用する電子計算機に備えられたファイルに入札金額その他の所定の情報が記録されない入札書は、受理しない。

イ 紙入札方式による入札の受領期限

受領期限 令和8年10月21日（水） 午後5時まで
期限を過ぎて到達した入札書は、受理しない。

ウ 提出先 2の担当部局に同じ。

エ 提出書類

- (ア) 入札書（書面による入札）の場合には、茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）様式第1号）

- (イ) 工事費内訳書（別に定める作成例に準じ作成するもの）

- (ウ) 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の27第1項及び第27条の29第1項に基づく通知（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第25号の15））の写し（共同企業体の場合は全ての構成員に係るもの。以下この項において同じ。）

総合評価値の請求をしていない者にあつては、最新の経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書（建設業法第27条の25第1項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第25号の13））の写し（ただし、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第45条に該当するもの（建築一式工事1,500万円以上、その他建設工事500万円以上）に限る。建設業法第2条第1項に規定する建設工事に該当しない除草工事等を除く。）。

- オ 電子入札システムへの提出制限が生じた場合は、入札書の外、上記(ウ)についてのみ提出するものとし、上記(イ)は入札執行後に落札候補者がファクシミリ等により提出するものとする。

カ くじ番号

入札書にくじ番号（3桁の任意の数字）を入力すること。

- (2) 紙入札の方法（2の担当部局の承諾を得た場合のみ）

ア 郵送（書留郵便に限る。）による入札書の提出方法

封筒は任意の二重封筒とし、次のとおりとする。

- (ア) 中封筒は、入札書を入れて、封かんのうえ、「入札書在中」を朱書き表記し、開札日、入札に

係る工事番号及び工事名、入札参加者の商号又は名称を表記すること。

- (イ) 表封筒は、入札書を同封した中封筒、工事費内訳書及び最新の経営事項審査結果通知書の写しに加え、連絡担当者の名刺1枚を入れ、表に入札書送付先郵便番号、住所及び機関名、入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称、担当者氏名及び連絡先を表記し、併せて「入札書在中及び開札日」を朱書きすること。

イ 電子メール（画像ファイル）による入札書の提出方法

メールの題名に「入札書」と記載するとともに、メール本文に、開札日、入札に係る工事番号および工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称、担当者氏名及び連絡先を記載すること。また、入札書及び工事費内訳書については、所定の様式に記載したうえで画像ファイル（tif、jpg、png）に変換してパスワードを設定したうえで、メールに添付するものとする。パスワードは別のメールにて送付すること（メールの受信可能容量は10メガバイトとなっているので注意すること。）。

ウ くじ番号

11(1)カのくじ番号については、入札書余白に「くじ番号〇〇〇（任意の3桁の数字）」と記載して提出すること。

なお、くじ番号の記載がない場合は、「000」とみなす。

エ 提出先は2の担当部局とする。

- (3) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守すること。
- (4) 入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (5) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、落札決定後においても契約を締結せず、契約後においては契約を解除することがある。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
- (8) 入札執行回数は、1回とする。
- (9) 入札を希望しない場合は、入札書を提出するまでいつでも辞退することができる。入札を辞退するときは、11(1)アの入札書の提出期間中に電子入札システムにより辞退届を提出すること。2の担当部局の承諾を得た場合には、入札書の提出締切日時までに辞退届を郵送（書留郵便に限る。）又は電子メール（画像ファイル）により提出すること。

入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

なお、期限までに入札書が提出されない場合には、入札を辞退したものとみなす。

12 入札保証金

免除する。

13 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

- (2) 工事費内訳書の様式は、別に定める作成例に準じたものとする。
- (3) 提出された工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。
- (4) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。
- (5) 提出された工事費内訳書の記載内容に疑問点がある場合は、確認を求めることがある。
- (6) 談合があると疑うに足る事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出する。

14 契約保証金

納付する。ただし、利付国債若しくは、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

15 最低制限価格 設定する。

16 調査基準価格 設定しない。

17 請負契約書作成

建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則様式第2号）により、契約書を作成するものとする。

18 支払条件

(1) 前払金

ア 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（(2)において「保証事業会社」という。）と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金の4割で計算した金額以内の前払金を請求できる。

イ あらかじめ調査基準価格を設定しており、かつ4(14)に掲げる建設工事の種類が、土木一式工事（PC工事を含む）、建築一式工事、鋼構造工事（鋼橋上部工事を含む）のいずれかである場合において、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者との契約については、アによらず、前払金は請負代金の2割で計算した金額以内とする。なお、(2)の中間前払金及び(3)の部分払の請求を妨げるものではない。

(2) 中間前払金

中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、2割以内の中間前払金を請求できる。

(3) 部分払

請求できる。ただし、回数は協議して定める。

なお、(3)の請求の後に、(2)の請求はできないものとする。

19 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札について不正の行為があった場合

イ 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合

ウ 指定の日時までに到達しない場合

エ 入札書を2通以上提出した場合

オ 他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合

カ 紙入札の場合で、委任状を提出しない代理人が入札をした場合

キ 工事費内訳書の提出がない場合

- (2) この入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの入札説明書において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (3) 開札時点において4に掲げる競争参加資格のない者のした入札は、無効とする。

- (4) 入札執行（開札）日までに指名停止措置を受けた者又は他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した技術者を配置できなくなった者のした入札は、無効とする。

- (5) (1)から(4)までのほか、次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 電子入札の場合で、開札時点において有効な電子証明書を取得していない者が入札をした場合（開札時点において、電子証明書が有効期間切れ等により失効する場合は、入札書の提出を行う前に、電子証明書の再取得の申請等を行った上で、紙入札への移行手続を行うこと。）

イ 2の担当部局の承認を得ず又は指示によらずに紙入札をした場合

ウ 電子入札と紙入札の両方を行った場合

エ 電子入札の場合で、入札者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合

20 落札者の決定方法等

- (1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者とする（(2)及び(4)に該当する者を除く。）。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする（(2)及び(4)に該当する者を除く。）。

- (2) あらかじめ最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者については、落札者とししない。

- (3) あらかじめ調査基準価格を設定している場合、開札の結果、調査基準価格を下回る額で入札し、(4)に示す調査の一環としての要件を満たしている者に対し、低入札価格調査制度実施運営要領第6条第2項に規定する「低入札調査表」又は「低入札価格調査辞退届出」の提出を求めるので、所定の期日までに担当部局まで提出すること。提出方法については、原則郵送（書留に限る。）とするが、担当部局の了解を得た場合に限り、持参又は電子メールによる調査表の提出も可とする。

なお、発注者の求める資料を期限までに提出しない場合、又は低入札調査表を提出したにもかかわらず事情聴取に応じない場合は、入札を無効とする。

- (4) あらかじめ調査基準価格を設定している場合、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者について、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とししない。なお、調査の一環として、以下の(ア)～(エ)の要件（数値的判断基準）を全て満たしていることを確認するものとし、いずれかでも満たさない場合は、当該内容に適合した履行がされないおそれがある者とし、落札者とししない。

ア 直接工事費は、設計金額の90%以上（機械器具設置工事、電気工事、電気通信工事は75%以上）であること。（直接工事費には、工事目的物の施工に係る材料費、機器費を含む。）

イ 共通仮設費（積上分+率計上分）は、設計金額の80%以上であること。

ウ 現場管理費は、設計金額の80%以上であること。

エ 一般管理費（契約保証費含む。）は、設計金額の30%以上あること。

- (5) 落札となるべき同一金額の入札をした者が2者以上あるときは、入札と同時に提出した電子くじの入力番号に基づく、電子くじにより落札者を決定する。

- (6) 入札結果は、落札者決定後直ちに全ての入札参加者に対し、電子入札システムにより通知する。
郵便又は電子メールにより入札した者には、電話又はファクシミリにより連絡する。

21 火災保険付保の要否
要

22 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
無

23 入札執行の中断、延期、取りやめ等

電子入札システムの障害等やむを得ない事由により入札の続行が困難と認められる場合には、入札の執行を中断、延期又は取りやめる場合がある。電子入札システムが長期にわたり停止する場合には、全面的に紙入札に変更するものとする。

24 その他

- (1) この工事の配置予定技術者が他の工事の配置予定技術者と重複する場合には、主任（監理）技術者重複申請書を提出すること。また、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置できなくなった場合には、競争参加資格確認申請書・入札参加申込書取下げ書を開札日時までに提出すること。いずれの書面についても郵送（書留郵便に限る。）による場合には紙媒体を提出すること。なお、取下げ書については、緊急やむを得ないと認められる場合には、2の担当部局に電話により連絡をし、取下げ書をファクシミリにより提出した上で、速やかに書面を郵送すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、書留郵便ではなく、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。（メールの受信可能容量は10メガバイトとなっているので、注意すること。）
- (2) 落札者は、落札決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任義務に違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。
- (3) 監理技術者、専任特例2号の場合の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の途中交代については、監理技術者の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合、工事工程上技術者の交代が合理的な場合に認める。
なお、監理技術者等を変更する場合は、4(6)を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。また、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとること。
- (3) 提出された資料は、返却しない。ただし、公表、又は無断で他の目的に使用することはしない。
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 電子ファイルの作成基準や紙入札での参加の基準その他電子入札システムによる入札手続については、茨城県警察建設工事等電子入札運用基準の規定を遵守すること。
- (6) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考にしうえて入札すること。また、契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用を契約書に記載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議すること。
- (7) あらかじめ調査基準価格を設定しており、建設工事の種類は、土木一式工事（PC工事を含む。）、

建築一式工事、鋼構造物工事（鋼橋上部工を含む。）のいずれかである場合において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結するときは、建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則様式第2号）の規定にかかわらず、現場代理人と主任（監理）技術者はこれを兼ねることができないものとする。

さらに、茨城県警察本部発注工事において、入札日から過去2年以内に竣工した工事、又は入札時点で施工中の工事に関し、以下のア～ウのいずれかに該当する場合には、当該工事に配置する主任（監理）技術者とは別に、同等の資格（施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする（現場代理人とも別である者の配置を求めることを意味する。）。

ア 発注者から施工中または施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

イ 品質管理、安全管理に関した指名停止又は発注者、総括監督員等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。

ウ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

- (8) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項に基づく一般競争入札参加資格の認定及び建設工事入札参加資格名簿への登載（以下「名簿登載」という。）に関する競争参加資格確認については、入札公告日現在で有効な入札参加資格及び名簿登載を以て行う。